むつ市議会第143回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成19年10月30日(火曜日)午前10時開会・開議

諸般の報告

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長選挙
- 第7 常任委員の選任
- 第8 議会運営委員の選任
- 第9 一部事務組合下北医療センター議会議員の選挙
- 第10 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙
- 第11 市長あいさつ

【議案一括上程、提案理由説明】

第12 報告第23号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第13 報告第24号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第14 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(30人)仮議席

1番	Ш	下	八十	美		2番	鎌	田	ちょ	子
3番	野	呂	泰	喜		4番	目	時	睦	男
5番	新	谷	泰	造		6番	新	谷		功
7番	髙	田	正	俊		8番	千	賀	武	由
9番	馬	場	重	利	1	0 番	Щ	本	留	義
11番	白	井	=	郎	1	2番	富	畄		修
13番	菊	池	広	志	1	4番	佐々	木	隆	徳
15番	横	垣	成	年	1	6番	I	藤	孝	夫
17番	澤	藤	_	雄	1	8番	畄	崎	健	吾
19番	斉	藤	孝	昭	2	0 番	村	中	徹	也
2 1番	Щ	崎	隆	_	2	2番	浅	利	竹二	郎
23番	佐々	木		肇	2	4番	半	田	義	秋
25番	菊	池	_	郎	2	6番	Ш	端	_	義
2 7番	中	村	正	志	2	8番	Ш	端	澄	男
29番	村	Ш	壽	司	3	0 番	富	畄	幸	夫

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市	長	宮	下	順一	郎	副	市	長	田	頭		肇
収入	役	田	中		實員	教委委	員員	育会長	Щ	本	文	Ξ
教 育	長	牧	野	正	藏	公官	堂 企 理	業 者	杉	Щ	重	_
代 監 査	表 委員	菊	池	+ 111	夫	選委委	業管 員 員	理 会 長	佐々	木	鉄	郎
農委会職代理	長 務	坂	本	正	_	総矛	务 部	長	齋	藤		純
総 務 理 出 納 i	部事室長	西	堀	敏	夫	企區	画部	長	冏	部		昇
企 画理	部事	近	原	芳	栄	民台	生部	長	佐	藤	吉	男
保 健 ? 部	福 祉 長	佐	藤	節	雄	建訁	殳 部	長	成	田		豊
建 設 理	部事	石	田	Ξ	男	教育	育 部	長	新	谷	加	水

公 企	: 業 局	営長	小	Ш	照	久	監 査 委 事 務 局	員長	遠	藤	雪	夫
総次	務	部 長	エ	藤	武	勝	企 画次	部 長	千	船	藤四	郎
企副企	: 画 理 : 画 課	部 事 長	奥	島	愼	_	企 画財政課	部事長	鈴	木	克	郎
経次	済	部 長	草	野	俊	Œ	選挙管委員事務局	理会長	大	芦	清	重
農委事	· 員 ·務局	業会長	村	Ш	修	司	川 庁 舎 所	内長	I	藤	昭	治
大 庁	· 舍 所	畑 長	伴		邦	太 隹	脇 野 庁 舎 所	沢長	舟公	澤	桂	逸
総総	: 務 :務課	部 長	松	尾	秀	_	総 務 行 政 係	部課長	吉	田		真
総総行主	務政	部課係查	澁	田		剛						
事務局	職員出	常者										
事	務局	長	小	島	昭	夫	次	長	髙	田	文	明
総	括主	幹	I	藤	昌	志	総 括 主	幹	柳	田		諭
庶	務係	長	金	澤	寿々	子	庶 務 主 任 主	係查	濱	村	勝	義
調主	查	係 查	石	田	隆	司	議事主	係 事	井戸	向	秀	明

臨時議長紹介

○事務局長(小島昭夫) 一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、川端澄男議員が年長の議員でありますので、臨時議長をお願いいたします。

臨時議長あいさつ

○臨時議長(川端澄男) おはようございます。ただいま紹介されました川端澄男であります。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

開会及び開議の宣告

午前10時03分 開会・開議

〇臨時議長(川端澄男) ただいまからむつ市議会 第143回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は30人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○臨時議長(川端澄男) 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今臨 時会への説明員の出席者については、お手元に配 布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2 第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が ありました。なお、関係書類は事務局に保管して ありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○臨時議長(川端澄男) 本日の会議は議事日程第 1号により議事を進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長(川端澄男) 日程第1 仮議席の指定 を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第2 議長選挙

○臨時議長(川端澄男) 次は、日程第2 議長選挙を行います。

選挙は投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長(川端澄男) これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長(川端澄男) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(川端澄男) 配布漏れなしと認めます。 投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長(川端澄男) 異状なしと認めます。 念のため申し上げます。投票は単記無記名であ ります。点呼に応じて順次記載台で投票用紙に被 選挙人の氏名を記載のうえ投票を願います。 点呼いたします。

○事務局長(小島昭夫) それでは、ただいまより お名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて被選挙人の氏名を記載し、投票箱に投票してください。

(事務局長氏名点呼・投票)

- ○臨時議長(川端澄男) 投票漏れはありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○臨時議長(川端澄男) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(川端澄男) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に 11番白井二郎議員、19番斉藤孝昭議員、29番村川 壽司議員を指名いたします。

よって、11番白井二郎議員、19番斉藤孝昭議員、29番村川壽司議員の立ち会いを願います。

(開票)

○臨時議長(川端澄男) 投票の結果を報告いたします。

投票総数30票。これは、先ほどの出席議員数に 符合いたしております。

そのうち有効投票 29票

無効投票 1票

有効投票中

村中徹也議員 17票

菊池一郎議員 10票

工藤孝夫議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、村中徹也議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました村中徹也議員が

議場におられますので、本席から会議規則第32条 第2項の規定により告知をいたします。

村中徹也議員にごあいさつをお願いいたします。

(20番 村中徹也議員登壇)

○20番(村中徹也) ただいまむつ市議会議長に選出をされました村中徹也です。2つほどの私の理念を申し上げ、運営の一端といたしますので、しばしお時間をいただきとう存じます。

1点目は、行政と議会の役割についてであります。よく車の両輪に例える方がおります。学説上の原理原則は、この両輪について申し上げますと、1つに絶対に後退をしない、バックをしないということです。1つに、停止をしないということであります。そして、3つ目の原理原則は、独立に回るということでございます。すなわち、この両輪、前に回るだけでありますが、最大の相違はスピードであります。これは、時の権力者から権力の集中とその反乱を防ぐために権力分散を行った三権分立の流れをくむもので、地方議会においてはチェック機能を果たす、その役割に応じたものであります。

2つ目の理念であります。2つ目の理念は、パブリックオピニオンの問題です。我々は、この問題については特に民意、世論、こういったものについて敏感である必要がありますが、すべてを採用いたしますと、管理者になるおそれがあります。かといってすべてを無視いたしますと、政治不信を招き、果てにクーデターへとつながります。むつ市議会におかれましても、最近1つの議案におった動という結果が生まれております。この起因とするのは、行政にあります。すなわち、の起因とするのは、行政にあります。すなわち、で民各位に情報公開はもちろん、その代表である我々民意の象徴、代表である議会に対してもアカウンタビリティーを果たしていただきたい。この2点を申し上げますが、総じてリベラルデモクラ

あれやこれや申し上げました。しかしながら、 ここにおられます議員29名御方々のご指導ご鞭撻 が必要であります。特に26名御方々は、私よりも 年長であります。人生経験が豊かで尊敬に値する ものと思っております。どうぞご協力いただきま ます。ありがとうございました。

○臨時議長(川端澄男) 村中徹也議長、議長席に 着席願います。

ここで新議長と交代いたします。ご協力ありが とうございました。

(村中徹也議長着席)

日程第3 議席の指定

○議長(村中徹也) 次は、日程第3 議席の指定 を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議 長から指定いたします。議員各位の議席番号と氏 名を職員に朗読させます。

(事務局長議席番号・氏名朗読・

別紙議席表)

○議長(村中徹也) ただいま朗読したとおり議席 を指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(村中徹也) 次は、日程第4 会議録署名 議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定によ リ、1番川下八十美議員及び30番冨岡幸夫議員を 指名いたします。

日程第5 会期の決定

シーのもとに進めてまいりたいと思います。 〇議長(村中徹也) 次は、日程第5 会期の決定 を議題といたします。

> お諮りいたします。本臨時会の会期は本日から 10月31日までの2日間としたいと思います。これ にご異議ありませんか。

> > (「異議なし」の声あり)

すようお願い申し上げ、就任のあいさつといたし ○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よっ て、会期は本日から10月31日までの2日間と決定 いたしました。

日程第6 副議長選挙

○議長(村中徹也) 次は、日程第6 副議長選挙 を行います。

選挙は投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(村中徹也) これより出席議員数の確認を 行います。

ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(村中徹也) 投票用紙の配布漏れはありま せんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(村中徹也) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であ ります。点呼に応じて順次記載台で投票用紙に被 選挙人の氏名を記載のうえ投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長(小島昭夫) それでは、ただいまより お名前を読み上げます。

(事務局長氏名点呼・投票)

- ○議長(村中徹也) 投票漏れはありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(村中徹也) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(村中徹也) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に 11番白井二郎議員、19番斉藤孝昭議員、29番村川 壽司議員を指名いたします。

よって、11番白井二郎議員、19番斉藤孝昭議員、29番村川壽司議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(村中徹也) 投票の結果を報告いたします。 投票総数30票。これは先ほどの出席議員数に符 合いたしております。

そのうち有効投票 30票

無効投票 0票

有効投票中

中村正志議員 18票

目時睦男議員 5票

半田義秋議員 4票

横垣成年議員 2票

白井二郎議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、中村正志議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中村正志議員 が議場におられますので、本席から会議規則第 32条第2項の規定により告知をいたします。

中村正志議員にごあいさつをお願いいたします。

(27番 中村正志議員登壇)

○27番(中村正志) ただいま議員皆様方のご推挙 をいただき副議長という大役を仰せつかりました 中村正志でございます。

現在むつ市におきましては、財政再建を初めとして難題が山積しております。また、合併から2年半が過ぎ、本当の意味での合併の実を上げていかなければならない時期でもございます。加えまして、国から地方へと大きな流れの中で地方自治体が求められますその役割は大変大きなものとなってきており、同様に議会の役割も重要なものとなってきております。

将来の明るい豊かなむつ市のために、この議会がその推進役として、その機能を十分に発揮できますよう、村中議長を補佐し、微力ではありますが、誠心誠意務めてまいりたいと思っております。

どうか議員皆様方のご指導、ご支援のほどをよるしくお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

日程第7 常任委員の選任

○議長(村中徹也) 次は、日程第7 常任委員の 選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、 委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任 委員に新谷泰造議員、千賀武由議員、横垣成年議 員、山崎隆一議員、浅利竹二郎議員、川端一義議 員、富岡幸夫議員、村中徹也の以上8人、産業経 済常任委員に目時睦男議員、高田正俊議員、一郎議員、佐々木隆徳議員、岡崎健吾議員、菊池 一郎議員、川端澄男議員の以上7人、建設常任委員に川下八十美議員、野呂泰喜議員、山本留義議 員、菊池広志議員、工藤孝夫議員、半田義秋議員、 中村正志議員の以上7人、教育民生常任委員に鎌田ちよ子議員、新谷功議員、馬場重利議員、富岡 修議員、澤藤一雄議員、斉藤孝昭議員、佐々木肇 議員、村川壽司議員の以上8人をそれぞれ指名し たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

日程第8 議会運営委員の選任

○議長(村中徹也) 次は、日程第8 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、野呂泰喜議員、新谷泰造議員、千賀武由議員、白井二郎議員、菊池広志議員、斉藤孝昭議員、浅利竹二郎議員、佐々木肇議員、菊池一郎議員、村川壽司議員の以上10名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上10名の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、各常任委員及び議会運営委員は、次の休憩中に委員会を開くよう本席から口頭をもって招集いたします。

会議時間の延長

○議長(村中徹也) この際、各常任委員会及び議会運営委員会開催のため、本日の会議時間をあらかじめこれを延長いたします。

ここで昼食並びに各委員会開催のため午後 1 時まで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開かれました各常任委員会及び議会運営 委員会において正副委員長が決定いたしましたの で、ご報告申し上げます。

総務常任委員長に川端一義議員、副委員長に新 谷泰造議員、産業経済常任委員長に目時睦男議員、 副委員長に岡崎健吾議員、建設常任委員長に半田 義秋議員、副委員長に工藤孝夫議員、教育民生常 任委員長に鎌田ちよ子議員、副委員長に澤藤一雄 議員、議会運営委員長に菊池広志議員、副委員長 に千賀武由議員が決定いたしましたので、ご報告 いたします。

日程第9 一部事務組合下北医療センター議会議員の選挙

○議長(村中徹也) 次は、日程第9 一部事務組 合下北医療センター議会議員の選挙を行います。

本件は、一部事務組合下北医療センター規約第5条第1項の規定に基づき8人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地 方自治法第118条第2項の規定により指名推せん とし、議長から指名したいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推せんとし、議長から指名することに決定いたしました。

一部事務組合下北医療センター議会議員に目時 睦男議員、千賀武由議員、富岡修議員、工藤孝夫 議員、岡崎健吾議員、山崎隆一議員、半田義秋議 員、冨岡幸夫議員の以上8人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました 8人の議員を一部事務組合下北医療センター議会 議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の議員が一部 事務組合下北医療センター議会議員に当選されました。

ただいま一部事務組合下北医療センター議会議員に当選されました目時睦男議員、千賀武由議員、富岡修議員、工藤孝夫議員、岡崎健吾議員、山崎隆一議員、半田義秋議員、冨岡幸夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

日程第10 下北地域広域行政事務組 合議会議員の選挙

○議長(村中徹也) 次は、日程第10 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、下北地域広域行政事務組合規約第5条 第1項の規定に基づき10人の議員を選挙するもの であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地 方自治法第118条第2項の規定により指名推せん とし、議長から指名したいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推せんとし、議長から指名することに決定いたしました。

下北地域広域行政事務組合議会議員に鎌田ちよ 子議員、新谷泰造議員、新谷功議員、白井二郎議 員、佐々木隆徳議員、澤藤一雄議員、斉藤孝昭議 員、浅利竹二郎議員、川端一義議員、川端澄男議 員の以上10人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました

10人の議員を下北地域広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の議員が下北地域広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま下北地域広域行政事務組合議会議員に 当選されました鎌田ちよ子議員、新谷泰造議員、 新谷功議員、白井二郎議員、佐々木隆徳議員、澤 藤一雄議員、斉藤孝昭議員、浅利竹二郎議員、川 端一義議員、川端澄男議員が議場におられますの で、本席から会議規則第32条第2項の規定により 告知をいたします。

日程第11 市長あいさつ

○議長(村中徹也) 次は、日程第11 市長あいさ つを行います。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 本日、議会の組織が定まりました機会に、議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

議員の皆様におかれましては、去る9月30日に 執行されたむつ市議会議員一般選挙におきまし て、市民の衆望を担い、見事当選の栄誉に輝かれ ました。

市町村合併後、初めての選挙という市民の注目 度が高く、また実質的に定数減という厳しい選挙 戦を勝ち抜いての栄誉は、ひとえに議員各位のす ぐれた人格識見と市政に寄せられた日ごろからの 熱意によるものでありまして、心からお喜び申し 上げますとともに深く敬意を表する次第でありま

当選の栄に浴された皆様におかれましては、議

席を継続されました方々、新たに議席を得られました方々、また議席を復活されました方々、それぞれに感慨深いものがあろうかと存じます。改めて市民の福祉の向上とむつ市発展のためにご尽力される決意を新たに抱いていることとご推察申し上げるところであります。

平成19年度の行財政各般につきましては、引き 続き議席を継続されました議員の皆様におかれま しては、その具体的内容について既にご承知おき いただいているところでありますが、この機会に 改めて主要な施策の概要について申し述べさせて いただき、議員の皆様のご理解を賜りたいと存じ ます。

私は、去る7月30日の就任あいさつにおいて、まちづくりの主役は市民である、むつ市を下北のむつ市から日本のむつ市へ変える、組織と政策は車の両輪である、この3点を市政運営に取り組む決意として申し上げております。無論こうした決意が一朝一夕に行政に反映されるとは考えておりませんが、ただちに実行に移さなければならないもの、あるいは長期的視野に立って取り組んでいかなければならないものなど、その対応に熟慮している最中であります。

次は、市財政の健全化についてであります。現在平成23年度の赤字解消に向け鋭意努力しておりますが、平成18年度の一般会計決算見込みでは約3億5,000万円の黒字となり、累積赤字額も約21億3,000万円と減少に向かいつつあります。このことは、集中改革プランに基づく行財政改革等が功を奏したものとも言えますが、その大半が電源立地地域対策交付金に依存しているところでありまして、非常に厳しい財政状況に変わりなく、なお一層の財政再建に努めてまいる所存であります。

このような中で、大間原発着工のおくれによる 電源立地地域対策交付金の歳入不足、核燃料サイ クル交付金の地元配分の50%への引き上げ要望が 拒否されたことなど、さらなる厳しい側面がある ことも紛れもない事実として深く認識いたしてお ります。

今後は、地域の低迷を打開するべく電源地域に 立脚した積極的な歳入確保と徹底した歳出削減に 引き続き努力を惜しまない所存でありますし、市 民サービスの低下を招かないよう各種事務事業の 見直しと効率化についても最善策を講じていきた いと考えております。

三位一体改革により地方自治体が小さな政府を 余儀なくされる中で、行政のあり方と自治体の真 価が問われるのは小さな政府がまさに優しさの政 府になり得るのかどうかというところに尽きるの ではないかと存じます。

次は、本庁舎移転問題についてであります。私は、守りの行政から攻めの行政へとシフトする契機として、単なる移転ではない市民参加型の移転事業として位置づけ、市民の理解を求めるべく市民からの意見公募と市民に対する情報公開を行っております。このことは、とりもなおさず私の公約の主眼とするところの広報広聴機能の充実と情報公開の徹底と連動するものと考えております。市民が何を望み、何を求めているのか、このことを速やかに知らずして行政が円滑に機能しないことは異論のないところであります。

また、合併後2年半を経過し、各種事務事業においてさまざまな課題の実相が見えておりまして、喫緊に対処しなければならないものも浮き彫りになっております。その中でも私が特に着目しているのは合併したそれぞれの地域の特性を十二分に生かすことではないかということであります。したがいまして、平成20年度に向けては地域の特性を十二分に生かすべく産業振興策の充実を前面に打ち出し、トップセールスをしていく覚悟で取り組むつもりであります。

むつ市長期総合計画にうたわれた将来像の基本

理念である「人と自然が輝く やすらぎと活力の 大地 陸奥の国」を目指すためにも、議員皆様を 初め市民一人一人のお力添えをいただかなければ 実現できないものと考えております。何とぞ温か いご理解と格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう 衷心よりお願い申し上げる次第であります。

ここに重ねてこのたびの晴れのご当選をお祝いし、あわせてますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長(村中徹也) これで、市長あいさつを終わ ります。

> 日程第12~日程第14 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(村中徹也) 次は、日程第12 報告第23号 専決処分した事項の報告についてから日程第14 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を 求めることについてまでの3件を一括議題といた します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま上程されました3 報告について、提案理由及び内容の概要をご説明 申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第23号及び報告第24号の2報告についてでありますが、これらは去る8月11日、むつ市大畑町内の市道において発生した自動車損傷事故及び同月30日青森市内の道路において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分したものであります。

次に、報告第25号についてでありますが、これはむつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でありまして、去る10月15日をもちましてむつ市議会議員としての在任特

例が終了したことに伴い、旧町村の議会議員の報酬について所要の条文整備に急を要したため専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長(村中徹也) これで、提案理由の説明を終わります。

散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

なお、明10月31日は、議席の変更、議案審議及 び議会運営委員会の所管事務継続審査についてを 行います。

本日はこれで散会いたします。 午後 1時15分 散会

議席表

1番 川 下 八十美 議員 2番 鎌 田 ちよ子 議員 野呂泰喜議員 3番 目 時 睦 男 議員 4番 5番 新 谷 泰 造 議員 6番 新 谷 功 議員 髙 田 正 俊 議員 7番 8番 千 賀 武 由 議員 9番 馬場重利 議員 山本留義議員 10番 白 井 二 郎 議員 11番 出 修 議員 12番 13番 菊 池 広 志 議員

14番 佐々木 隆 徳 議員 15番 横 垣 成 年 議員 16番 工藤 孝 夫 議員 17番 澤藤 一 雄 議員 18番 岡崎 健 吾 議員 19番 斉 藤 孝昭 議員 20番 村中 徹 也 議員 2 1番 隆一 議員 山崎 22番 浅 利 竹二郎 議員 23番 佐々木 議員 肇 24番 半 田 義 秋 議員 25番 菊池 _ 郎 議員 26番 川端 義 議員 27番 中村 正 志 議員 28番 澄 男 議員 川端 29番 壽 司 議員 村 川 30番 冨 岡 幸 夫 議員